



令和8年ももうすぐ折り返し地点となりました。これから労働保険料の年度更新や算定基礎届、賞与の時期となりますが、大切な手続きですので所員一同、注意を払って進めていきたいと思えます。

子ども・子育て支援金の徴収が始まりました 令和8年4月～

令和8年4月分より、子ども子育て支援金の徴収が始まりました。全額事業主負担の「子ども子育て拠出金」はこれまでもありましたが、今回スタートした支援金は被保険者毎に徴収ですので、ご注意ください。

給与ソフトによっては健康保険料に含まれて表記されていますので、その場合は3月分と4月分で保険料が変わっているか、差額は支援金の金額か等、確認をお願いいたします。

高齢者の労働災害防止が努力義務に 令和8年4月～

労働安全衛生法の改正により高年齢労働者の労働災害防止対策が事業者の**努力義務**となりました。企業は高齢者の身体機能低下や健康状態を考慮するとともに 作業内容・環境の見直し、健康管理、教育訓練などを実施して、安全で安心して働ける職場づくりを推進することが求められます。

老齢厚生年金の減額基準が月収62万に 令和8年4月～

年金を受給しながら働く高齢者について、老齢厚生年金が減額される基準が「賃金＋老齢厚生年金＝月50万円」から月収62万円に引き上げられました。働き控えを緩和し人手不足の解消につなげるのが目的です。

「カスハラ」の防止措置が努力義務から義務化へ 令和8年10月～

令和8年10月から、カスタマーハラスメント防止措置が全事業主の義務となる予定です。

これまでは努力義務だったクレーム対応マニュアルの策定や相談窓口の設置などの措置（別紙参照）が必須となります。Sumile通信vol.29にも詳細あり。

「就活セクハラ」の防止措置が努力義務から義務化へ 令和8年10月～

令和8年10月から、求職者などに対するいわゆる「就活セクハラ」への対策も、全事業主の義務になります。

月額変更届、社会保険料等 ～注意する点～

月額変更届	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 4月に運賃の値上げにより通勤手当が上がっている場合 ⇒ 固定給の変動のため月額変更の対象になる可能性があります。 ➢ パートの方の時給が上がった場合 ⇒ 各月17日以上必要（特定適用事業所の短時間労働者は各月11日以上必要）
育児休業期間中の社会保険料について	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 育児休業中の保険料免除要件 育児休業等開始日の属する月と終了日の翌日が属する月とが同一の場合に、育児休業等の日数が14日以上であれば保険料免除の対象となります。 ➢ 育児休業中の「賞与」の保険料免除要件 賞与保険料は、賞与を支払った月の末日を含んだ連続した1か月を超える育児休業等を取得した場合に免除されます。1か月を超えるかは暦日で判断し、土日等の休日も期間に含みます。
退職時の賞与の社会保険料について	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 賞与に対する保険料は、支給する賞与から控除することができます。退職月に支給する賞与は、月末に退職する場合を除き、保険料控除の対象となりません。 【例】 賞与支払日：7/10 退職日：7/15（喪失日7/16）の場合 資格喪失月の前月（6月）までに支払われた賞与が社会保険料徴収の対象となるため、7/10に支払う賞与からは社会保険料は控除しません。